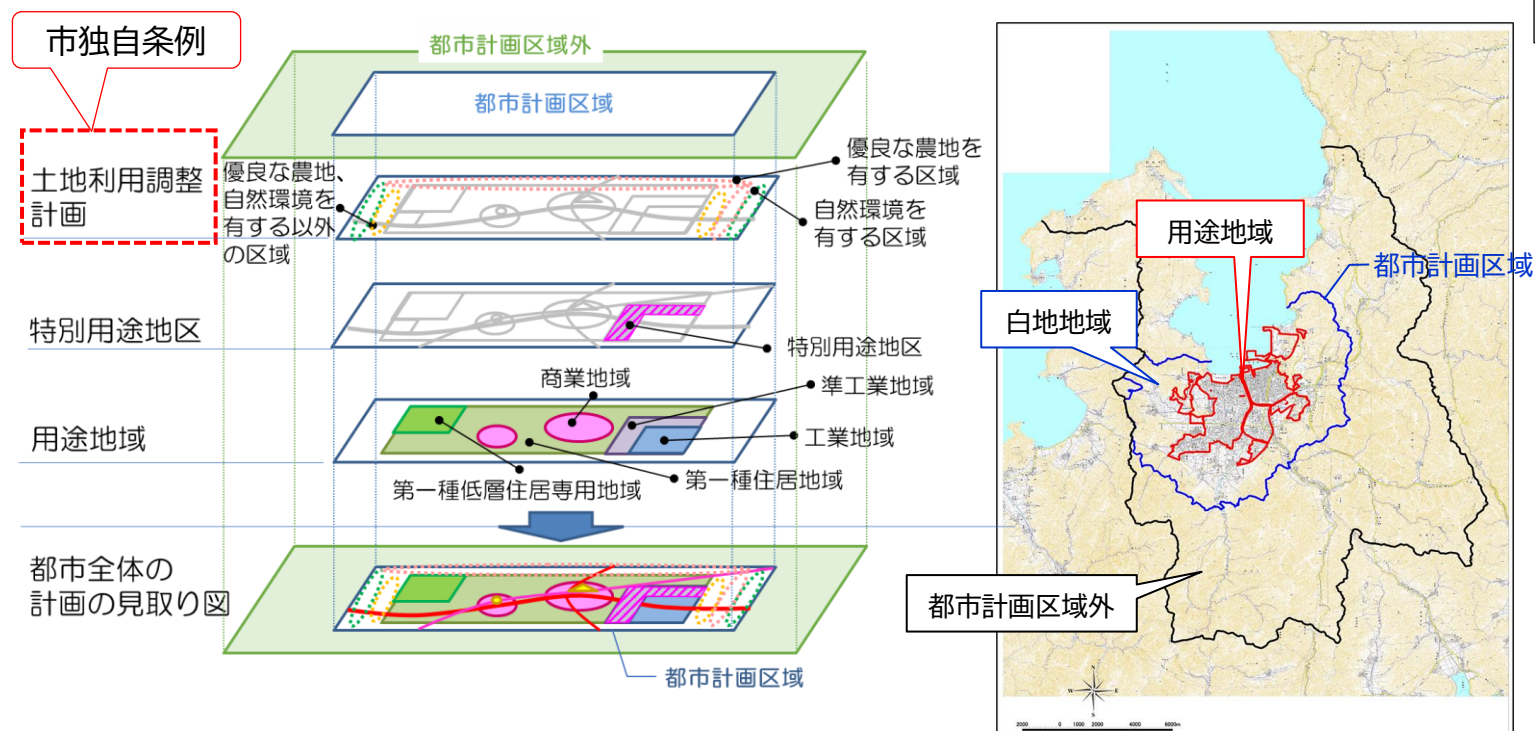


敦賀市土地利用調整計画の変更について

1. 土地利用調整計画とは

- 平成 18 年 6 月に秩序ある土地利用の調整と住民主体による地区の土地利用調整を推進することを目的に「敦賀市土地利用調整条例」を施行しています。
- 「土地利用調整計画」は、上記の条例第 6 条の規定に基づき定めるものであり、敦賀市都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」）を基本とし、計画的で秩序ある土地利用の実現を図ることが目的です。
- 「土地利用調整計画」に基づき、「用途地域」、都市計画区域内で用途地域が定められていない「白地地域」、「都市計画区域外」のそれぞれについて、以下の用途規制により、土地利用のコントロールを図っています。

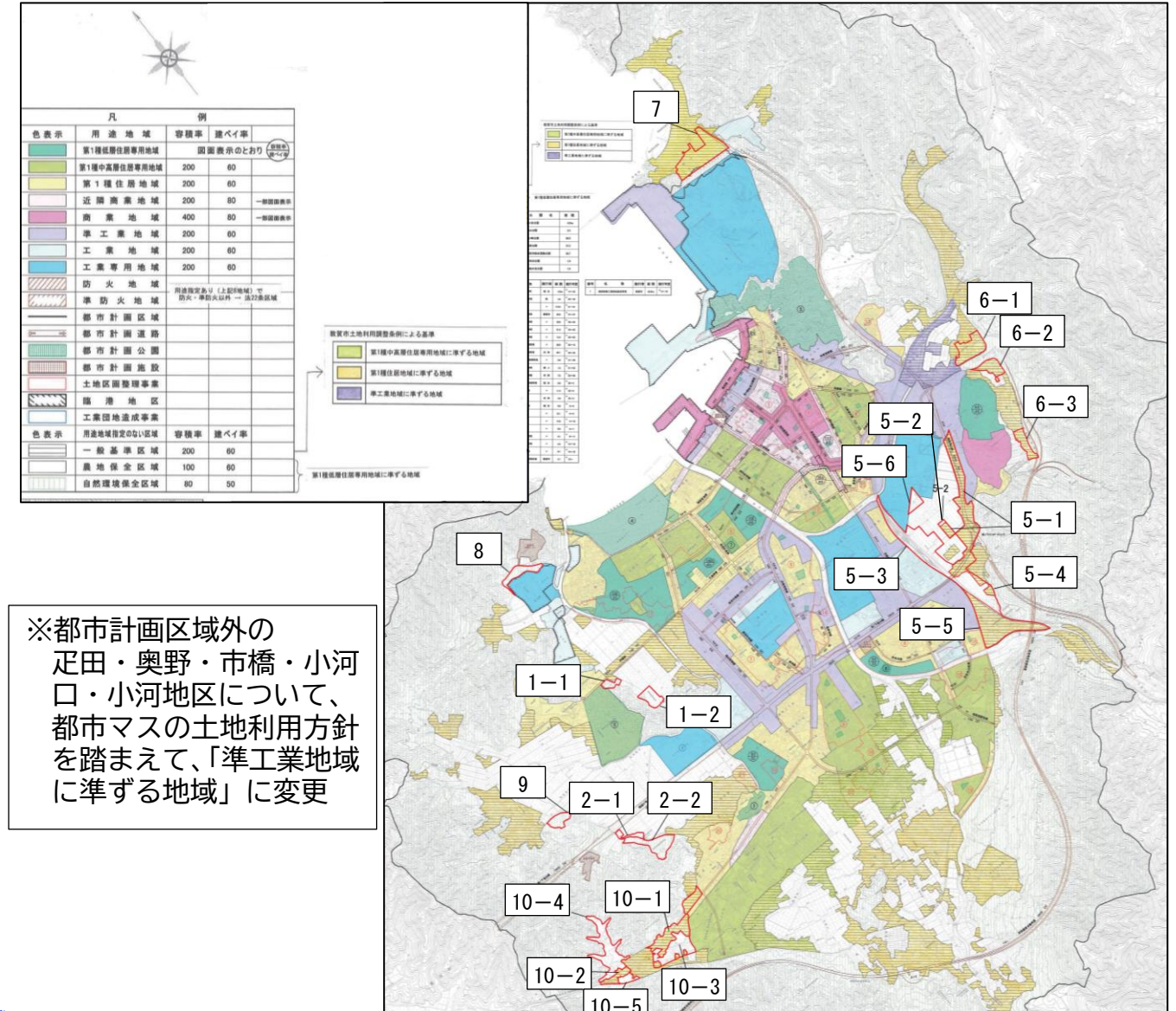
地域区分	区分	用途規制
用途地域		用途地域の区分に基づく土地利用の規制・誘導
白地地域	自然環境を有する区域 (自然環境保全区域)	第1種低層住居専用地域に準じる
	優良な農地を有する区域 (農地保全区域)	第1種低層住居専用地域に準じる
	農村集落区域及び既成開発区域 (一般基準区域)	土地利用の状況に応じて用途規制
都市計画区域外	自然環境を有する区域	第1種低層住居専用地域に準じる
	優良な農地を有する区域	第1種低層住居専用地域に準じる
	上記以外の区域	第1種住居地域に準じる



2. 土地利用調整計画変更の背景

- 都市マスでは、土地利用の方針において“土地利用調整条例による用途規制見直し検討エリア”を設定し、必要に応じて、用途規制を変更することについて位置付けています。この方針に基づき、今回土地利用調整計画の変更を行います。

3. 土地利用調整計画の変更



※都市計画区域外の
足田・奥野・市橋・小河
口・小河地区について、
都市マスの土地利用方針
を踏まえて、「準工業地域
に準ずる地域」に変更

No.	地区名	面積 (ha)	変更前の基準	変更後の基準	変更理由
1-1	木崎	1.3	一低層に準ずる区域	一住に準ずる区域	現状の土地利用（事業所）
1-2	木崎	3.1	一低層に準ずる区域	一住に準ずる区域	現状の土地利用（自動車学校）
2-1	金山	1.4	一低層に準ずる区域	準工に準ずる区域	現状の土地利用、適用除外済
2-2	金山	5.7	一低層に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
5-1	吉河、中、深川町 樋ノ水町、羽織町 坂下、観音町、谷	19.0	一住に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
5-2	桶ノ水町	0.2	一低層に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
5-3	坂下、若泉町 木ノ芽町、道口	24.2	一低層に準ずる区域	工業に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
5-4	坂下	0.7	一住に準ずる区域	工業に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
5-5	坂下、道口	15.5	一住に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
5-6	木ノ芽町	2.1	一低層に準ずる区域	工専に準ずる区域	現状の土地利用（工業地）
6-1	井川	6.1	一住に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
6-2	高野	3.6	一住に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
6-3	高野	3.0	一住に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
7	鞠山、赤崎	12.1	一住に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
8	永大町	3.5	一低層に準ずる区域	工専に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
9	沓見	2.4	一低層に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
10-1	関、金山	10.0	一住に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
10-2	関	2.3	一住に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
10-3	関	7.2	一低層に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
10-4	関	10.3	一低層に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針
10-5	関	1.4	一低層に準ずる区域	準工に準ずる区域	都市マスの土地利用方針